

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月6日

【会社名】 池上通信機株式会社

【英訳名】 IKEGAMI TSUSHINKI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清森 洋祐

【本店の所在の場所】 東京都大田区池上五丁目6番16号

【電話番号】 (03)5700-1111

【事務連絡者氏名】 経理統括本部 本部長 小原 信恒

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区池上五丁目6番16号

【電話番号】 (03)5700-1111

【事務連絡者氏名】 経理統括本部 本部長 小原 信恒

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 153,940,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 池上通信機株式会社大阪支店
(大阪府吹田市広芝町9番6号 第1江坂池上ビル)
池上通信機株式会社名古屋支店
(愛知県名古屋市名東区社が丘一丁目1506番地 加藤第2ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	895,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は1,000株です。

- (注) 1 平成27年2月6日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称および住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	895,000株	153,940,000	
一般募集			
計（総発行株式）	895,000株	153,940,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
172		1,000株	平成27年3月5日		平成27年3月5日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
池上通信機株式会社 経営管理本部総務部	東京都大田区池上五丁目6番16号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 蒲田支店	東京都大田区蒲田五丁目38番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
153,940,000		153,940,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額153,940,000円につきましては、平成27年3月5日以降、今後の成長戦略を視野に入れた事業運営資金等として充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（平成27年2月6日現在）

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (従業員持株E S O P信託口)
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和地 薫
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成27年2月6日現在）

出資関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社は、当社の普通株式654,775株を保有しています。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、信託銀行取引があります。また、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とも信託銀行取引があります。

イ) 従業員持株E S O P信託の内容

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする従業員持株E S O P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）を締結し、本信託を設定します。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）とします。

当社の従業員持株会である「池上通信機従業員持株会」（以下「当社持株会」という。）の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プラン（以下「本プラン」という。）は従業員株式所有制度（日本版E S O P）に該当しますので、以下、本プランの内容を記載します。

ロ) 概要

本プランは、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した当社グループ従業員の財産形成を促進する制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図ることを目的としています。

本プランでは、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が、本信託の設定後5年間にわたり当社持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金により、当社からの第三者割当によって取得します。

第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、5年間の信託期間内において、毎月一定日にその時々の時価で当社持株会に売却します。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、当社からの第三者割当によって取得した当社株式の売却による売却代金および保有株式に対する配当金を原資として、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金の元本・利息を返済します。本信託の終了後、本信託の信託財産に属する金銭から、本信託に係る信託費用や未払の借入元利金などを支払い、信託収益が存在する場合は、当該金銭を本信託契約で定める受益者要件を充足する当社グループ従業員（下記「受益者の範囲」をご参照下さい。）に分配します。当該分配については、当社または信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅延なく、当該受益者に対し、受益者の預金口座に振込入金する方法で金銭を支払います。なお、借入金が完済できない場合は、金銭消費貸借契約に基づき保証人である当社が保証債務を履行します。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人が本信託契約の細則であるE S O P運営規程に従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社はその指図に従い議決権を行使します。

三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して本信託の財産管理業務を実施します。その具体的な分担については、三菱UFJ信託銀行株式会社が、本プランについてのスキーム管理ならびに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、本プラン実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払いおよび信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」（以下「具体的信託事務」という。）について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社・三菱UFJ信託銀行株式会社・日本マスタートラスト信託銀行株式会社および信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施します。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本プランにおいて生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

八) 参考（本プランの概要）

信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給および受益者要件を充足する当社グループ従業員に対する福利厚生制度の拡充
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社持株会に加入する当社グループ従業員のうち一定の要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	平成27年3月2日
信託の期間	平成27年3月2日～平成32年3月19日（予定）
議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	153,940,000円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

二) 当社持株会に売り付ける予定の株式の総数

895,000株（下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。）

ホ) 受益者の範囲

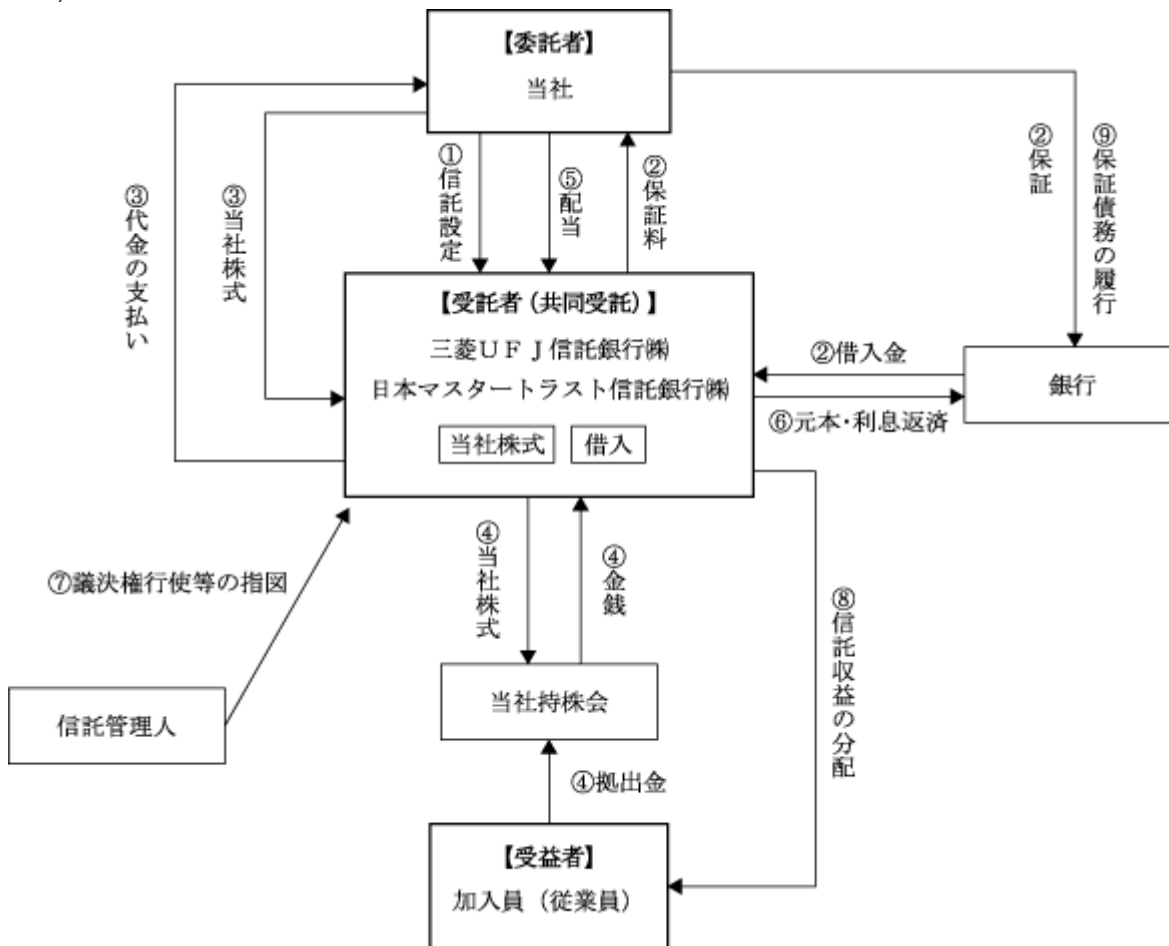
本信託の受益者となり得る者は、

- (1) 信託終了時に当社持株会の会員であった者
- (2) 信託期間中に当社持株会の会員であり、当社もしくは当社グループ会社からの定年退職を理由として、当社持株会を退会した者
- (3) 信託期間中に当社持株会の会員であり、当社もしくは当社グループ会社の役員への昇格を理由として、当社持株会を退会した者
- (4) 信託期間中に当社持株会の会員であり、当社もしくは当社グループ会社以外への転籍等を理由として、当社持株会を退会した者

とします。

ただし、退会後の連絡先等が不明であるため受益者確定手続において受益者として確定することができなかった者は、この限りではありません。

ヘ) 本信託の仕組み



当社は当社持株会に加入する当社グループ従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする本信託を設定します。

本信託は貸付人である銀行（三菱UFJ信託銀行株式会社）から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社が本信託の借入について保証を行い、本信託は当社に保証料を支払います。

本信託は上記の借入金をもって、信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、当社から一括して取得します。

本信託は信託期間を通じ、毎月一定日までに当社持株会に拠出された金銭をもって譲渡可能な数の当社株式を、時価で当社持株会に譲渡します。

本信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。

本信託は、当社持株会への当社株式の売却による売却代金および保有株式に対する配当金を原資として、銀行からの借入金の元本・利息を返済します。

信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者に対し金銭が分配されます。

信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記の保証に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済します。

当社持株会への売却により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

c 割当予定先の選定理由

当社では、当社グループ従業員に対する福利厚生 の拡充と従業員持株会の活性化を図るための方策を検討していました。

このような状況のもと、三菱UFJ信託銀行株式会社より本信託の提案を受け、制度の導入および事務コスト等も含めて総合的に勘案した結果、同社を本信託の委託先に選定しました。本信託においては前述「b 提出者と割当予定先との間の関係 イ) 従業員持株ESOP信託の内容」に記載したとおり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は共同受託者として本信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）が割当予定先となります。

d 割り当てようとする株式の数

895,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）は本信託契約に従って、当社株式の売買について合意した上で、信託管理人からの指図に基づき、毎月、当社株式を当社持株会に対しその時々 の時価で売却することになっています。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）は、当該売却する当社株式の売却代金として当社持株会の会員からの給与等天引きによって拠出される金銭を当社持株会から受取り、当該売却代金を三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金の元本・利息の返済に充当します。

当該借入金等完済後の当該売却代金の残額は信託財産として蓄積され、本信託の終了後、本信託契約で定める受益者適格要件を満たす当社グループ従業員 に分配されます。

なお、借入金額の残高、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）から、割当日より2年間に おいて、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて、確約書を受領する予定です。

前述「b 提出者と割当予定先との間の関係 ホ) 受益者の範囲」をご参照下さい。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、本信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が、借入金によって払込みを行う旨ならびに割当てを受けた株式を日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)名義にする旨を、平成27年3月2日付で締結予定の本信託契約、共同受託に関する合意書および金銭消費貸借契約によって確認しています。なお、本信託契約および当該金銭消費貸借契約は、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人である当社が保証履行する内容となっています。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、本信託契約に基づき借入人から保証料を受取ります。

割当予定先: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)

借入人 : 従業員持株ESOP信託受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

保証人 : 当社

貸付人 : 三菱UFJ信託銀行株式会社

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)は、本信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全および行使について、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い当社株式の議決権を行使するなどの具体的信託事務を担当します。

その他の包括的管理業務については、本信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が行います。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除く。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」という。)、役員等であった者、またはそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議の上、選任するものとし、信託管理人1名を常置することとします。

なお、本信託においては、当初の信託管理人は公認会計士 三宅秀夫氏とします。

信託管理人は、本信託の信託財産に属する本件株式に係る議決権の行使(以下「議決権行使」という。)を行うため、本信託契約の細則であるESOP運営規程に従って定められた議決権行使の指図(信託財産である本株式の議決権の総数に当社持株会から示された賛成または反対の比率をそれぞれ乗じて、賛成の議決権行使をする数と反対の議決権行使をする数を算出し行使する。)を、書面にて受託者に提出するものとします。

割当予定先、当該割当予定先の役員または主要株主(主な出資者)が暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)であるか否かおよび割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページおよびディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないことおよび割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しています。

また、当社はその旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠および合理性に関する考え方

本自己株式処分は、従業員持株ESOP信託の導入を目的として行います。

払込金額は恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下、日証協指針という)に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日前日(平成27年2月5日)の東京証券取引所における当社株式の終値である172円(円未満切捨て)としました。

本自己株式処分に係る取締役会決議日前日(平成27年2月5日)の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えています。

また、当該株価は東京証券取引所における当該取締役会決議前日から直前1カ月間(平成27年1月6日から平成27年2月5日まで)の終値の平均値である180円(円未満切捨て)に95.56%(ディスカウント率4.44%)を乗じた額であり、直前3カ月間(平成26年11月6日から平成27年2月5日)の終値の平均値である152円(円未満切捨て)に113.16%(プレミア率13.16%)を乗じた額、あるいは同直前6ヶ月間(平成26年8月6日から平成27年2月5日まで)の終値の平均値である137円(円未満切捨て)に125.55%(プレミア率25.55%)を乗じた額となりますが、日証協指針に鑑み前日終値が当社の客観的な株価を形成しているものと判断されることから、当社としましては特に有利な払込金額には該当しないものと判断しました。

なお、上記払込金額については、取締役会に出席した監査役全員(2名、うち1名は社外監査役)が、日証協指針にも準拠していることから、会社法199条3項に規定される有利発行に該当せず適法である旨の意見を表明しています。

b 処分数量および株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、現在の当社持株会の年間買付実績をもとに、今後約5年間の信託期間中に当社持株会が日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)より購入する予定数量に相当するものであり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し1.23%(小数点第3位を四捨五入、平成26年9月30日現在の総議決権個数62,551個に対する割合1.43%)と小規模なものです。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は、毎月一定日に当社持株会に対し売却されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えています。

以上により、本自己株式処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しています。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	3,620	5.79	3,620	5.71
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	1,793	2.87	1,793	2.83
富士フイルム株式会社	東京都港区西麻布2-26-30	1,329	2.12	1,329	2.09
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋1-17-6	1,127	1.80	1,127	1.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)	東京都港区浜松町2-11-3			895	1.41
斉藤輝久	東京都中野区	870	1.39	870	1.37
池上通信機取引先持株会	東京都大田区池上5-6-16	861	1.38	861	1.36
豊嶋利夫	東京都大田区	801	1.28	801	1.26
株式会社東芝	東京都港区芝浦1-1-1	726	1.16	726	1.14
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	711	1.14	711	1.12
計		11,839	18.93	12,734	20.07

(注) 1 平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしています。

- 2 上記のほか、当社所有の自己株式9,792,810株(平成26年9月30日現在)があります。
なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)が保有する当社株式3,620,000株は、従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」の導入により、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)が所有しており、自己株式9,792,810株には含まれていません。今回の895,000株の自己株式処分後は、8,897,810株(ただし、平成26年10月1日以降の単元未満株式の買取り分は含んでいません。)となります。
- 3 従業員持株E S O P信託は、三菱U F J信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社との共同受託となり、当社株主名簿においては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口)として記載されます。割当後の大株主の状況については、平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として、本自己株式処分による増減株式数を考慮したものです。
- 4 所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入しています。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第73期有価証券報告書および第74期第2四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しています。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第73期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を平成26年7月2日に関東財務局長に提出しています。

その内容は以下のとおりです。

（平成26年7月2日提出 臨時報告書）

1 提出理由

平成26年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき2円 総額126,150,290円

3. 効力発生日

平成26年6月30日

第2号議案 資本金の額の減少の件

1. 減少する資本金の額

当社の資本金の額10,022,646,880円のうち3,022,646,880円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を7,000,000,000円とします。

2. 効力発生日

平成26年6月30日

第3号議案 定款一部変更の件

社外取締役および社外監査役が、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定に関する規定に基づき、定款第29条（社外取締役の責任限定契約）および定款第38条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものです。

なお、定款第29条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ています。

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役に清森洋祐、鈴木玉生、茂手木千秋、駒野目裕久、櫻村直樹、青木隆明、山崎雅彦を選任するものです。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合 (%)	
第1号議案 剰余金の処分の件	34,060	167	0	(注) 1	可決	93.78
第2号議案 資本金の額の減少の件	33,142	1,083	0	(注) 2	可決	91.25
第3号議案 定款一部変更の件	34,045	182	0	(注) 2	可決	93.74
第4号議案 取締役7名選任の件						
清森洋祐	33,938	287	0	(注) 3	可決	93.44
鈴木玉生	33,969	256	0		可決	93.53
茂手木千秋	33,946	279	0		可決	93.47
駒野目裕久	33,992	233	0		可決	93.59
櫻村直樹	34,001	224	0		可決	93.62
青木隆明	33,982	243	0		可決	93.57
山崎雅彦	33,981	244	0		可決	93.56

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

第3 最近の業績の概要について

平成27年2月6日開催の取締役会において決議された第74期第3四半期（自平成26年10月1日 至平成26年12月31日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりです。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していませんので、四半期レビュー報告書は受領していません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,319	2,139
受取手形及び売掛金	12,729	6,515
商品及び製品	1,854	2,309
仕掛品	5,208	8,601
原材料及び貯蔵品	2,149	2,799
その他	260	774
貸倒引当金	12	8
流動資産合計	24,509	23,131
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,112	1,091
土地	1,633	1,642
その他（純額）	865	962
有形固定資産合計	3,611	3,696
無形固定資産		
投資その他の資産	574	595
投資有価証券	963	1,119
その他	206	316
貸倒引当金	123	123
投資その他の資産合計	1,045	1,312
固定資産合計	5,232	5,604
資産合計	29,741	28,736
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,519	4,398
短期借入金	1,560	2,490
未払法人税等	105	0
賞与引当金	292	216
製品保証引当金	8	9
その他	1,734	1,794
流動負債合計	8,221	8,909
固定負債		
社債	700	500
長期借入金	1,500	1,250
繰延税金負債	100	183
株式給付引当金	-	54
退職給付に係る負債	6,302	5,423
その他	349	199
固定負債合計	8,952	7,610
負債合計	17,173	16,520

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,022	7,000
資本剰余金	1,369	4,392
利益剰余金	3,702	3,219
自己株式	1,376	1,378
株主資本合計	13,718	13,232
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	171	270
為替換算調整勘定	1,160	1,036
退職給付に係る調整累計額	160	251
その他の包括利益累計額合計	1,149	1,017
純資産合計	12,568	12,215
負債純資産合計	29,741	28,736

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	11,974	13,384
売上原価	9,357	9,942
売上総利益	2,617	3,441
販売費及び一般管理費	4,297	4,403
営業損失()	1,680	961
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	27	31
為替差益	451	384
貸倒引当金戻入額	-	4
その他	47	42
営業外収益合計	528	462
営業外費用		
支払利息	32	49
社債発行費	22	-
シンジケートローン手数料	-	25
その他	10	32
営業外費用合計	65	107
経常損失()	1,217	606
特別利益		
固定資産売却益	0	0
役員退職慰労金返還額	-	29
特別利益合計	0	29
特別損失		
固定資産除却損	0	2
特別損失合計	0	2
税金等調整前四半期純損失()	1,217	579
法人税、住民税及び事業税	46	39
少数株主損益調整前四半期純損失()	1,264	618
四半期純損失()	1,264	618

四半期連結包括利益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	1,264	618
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	126	99
為替換算調整勘定	256	124
退職給付に係る調整額	-	90
その他の包括利益合計	383	132
四半期包括利益	881	486
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	881	486
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでいます。

有価証券報告書	事業年度 (第73期)	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第74期第2四半期)	自平成26年7月1日 至平成26年9月30日	平成26年11月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用し提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としています。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

池上通信機株式会社
取締役会 御中

平成26年6月27日

監査法人 保森会計事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 渡 部 逸 雄

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 東 幸 司

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている池上通信機株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、池上通信機株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成26年5月9日開催の取締役会において、資本金の額の減少（「その他資本剰余金」の増加）を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、池上通信機株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、池上通信機株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

池上通信機株式会社
取締役会 御中

平成26年 6月27日

監査法人 保森会計事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 渡 部 逸 雄

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 東 幸 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている池上通信機株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第73期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、池上通信機株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成26年5月9日開催の取締役会において、資本金の額の減少（「その他資本剰余金」の増加）を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月7日

池上通信機株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 東 幸 司 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 横 山 博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている池上通信機株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、池上通信機株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。